

社会資本総合整備計画事後評価書（案）
のパブリックコメントに係る参考資料

令和7年7月

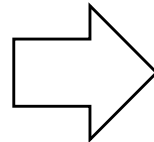
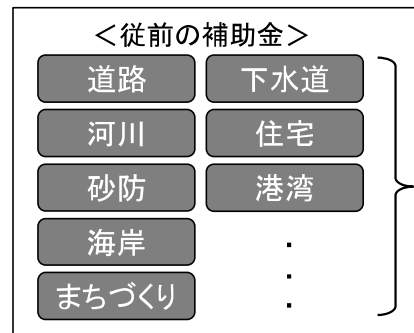
我孫子市公園緑地課

【資料一覧】

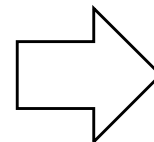
- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 社会資本整備総合交付金制度の概要
(国土交通省ホームページより) |
| 資料 2 | 社会資本総合整備計画「安全・安心で人にやさしい公園
づくり（防災・安全）」 |
| 資料 3 | 計画の定量的指標の根拠 |
| 資料 4 | 社会資本総合整備計画「安全・安心で人にやさしい公園
づくり（防災・安全）」の事業進捗状況 |
| 資料 5 | 交付対象事業の事業概要 |
| 資料 6 | 我孫子市社会資本総合整備計画事後評価実施要領 |

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ **社会資本整備総合交付金**は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金**は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



社会資本
整備総合
交付金



社会資本整備総合交付金

（成長力強化や地域活性化等につながる事業）

令和2年度予算	： 7,627億円※
令和3年度予算	： 6,311億円
令和4年度予算	： 5,817億円
令和5年度予算	： 5,492億円
令和6年度予算	： 5,065億円

防災・安全交付金

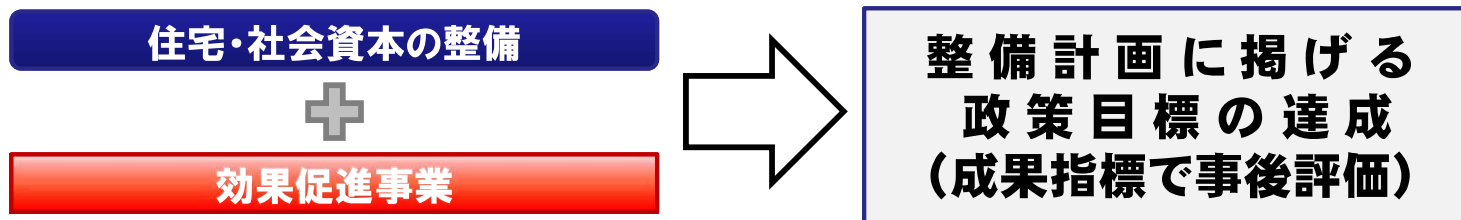
（「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を集中的に支援）

令和2年度予算	： 1兆 388億円※
令和3年度予算	： 8,540億円
令和4年度予算	： 8,156億円
令和5年度予算	： 8,515億円
令和6年度予算	： 8,707億円

※ 令和2年度予算は臨時・特別の措置を含んでおり、金額は以下の通り。
社会資本整備総合交付金：349億円、防災・安全交付金：2,541億円

両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。（国は整備計画に対して国費を配分）
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業（要素事業）へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業（道路、河川等の17事業）の効果を一層高めるソフト事業（効果促進事業）についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。



住宅・社会資本の整備	効果促進事業
基幹事業	
○ 道路 ○ 港湾 ○ 河川 ○ 砂防 ○ 上下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地 ○ 住宅 ○ 住環境整備 ○ 地域公共交通再構築 等	○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○全体事業費の2割目途
(社会資本整備総合交付金の例) ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成 例) 都市公園の整備 例) 港湾施設の整備  ・民間投資を誘発する取組 例) PFI等を活用した下水污泥固形燃料化施設等の導入 	(防災・安全交付金の例) ・インフラ老朽化対策 例) 公園施設の改修  ・生活空間の安全確保 例) 自転車通行空間の整備   堤防決壊 ・事前防災・減災対策 例) 流域治水対策(風水害・土砂災害への対策)
	(社会資本整備総合交付金の例) ・観光情報の発信(観光案内情報板の整備、観光PR等) ・社会実験(シェアサイクル、道路の歩行者優先化等) ・計画検討・策定(住生活基本計画等)  例) ハザードマップの作成・活用  ・ハザードマップの作成・活用 ・防災教育、防災訓練の実施 ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等) ・遊具の修繕 

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合計画において定めた事業を実施することにより、達成しようとした数値目標です。

資料2

計画の名称		1 安全・安心で人にやさしい公園づくり（防災・安全）										重点計画の該当		○											
計画の期間		令和6年度～令和6年度（1年間）					交付対象		我孫子市																
計画の目標		我孫子市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化の著しい公園施設の更新を行い、誰もが安全・安心に利用できる公園整備を進める。																							
計画の成果目標（定量的指標）		・整備計画期間における公園施設長寿命化計画に基づき更新した公園施設（遊具）の割合の増加																							
定量的指標の定義及び算定式		整備計画期間における更新された公園施設（遊具）数 （令和6年度末における更新した公園施設（遊具）数）／（令和6年度末における更新が必要な公園施設（遊具）9施設）（％）										定量的指標の現況値及び目標値				備考									
												当初現況値 （R6当初）		中間目標値		最終目標値 （R6末）									
												0%				100%									
全体事業費		合計 （A+B+C+D）		50百万円		A		50百万円		B		0百万円		C		0百万円		D		0百万円		効果促進事業費の割合 C／（A+B+C+D）		0%	
交付対象事業																									
A 基幹事業																									
番号		事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者		要素となる事業名 （事業箇所）			事業内容 （延長・面積等）			市町村名		事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）		備考		
																R6 R7 R8 R9 R10									
A12-001		公園	一般	我孫子市	直接	我孫子市		公園長寿命化対策支援事業			9公園（9施設）の公園施設の更新			我孫子市							50				
																合計					50				
B 関連社会資本整備事業（該当なし）																									
番号		事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者		要素となる事業名			事業内容 （延長・面積等）			市町村名		事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）		備考		
																R6 R7 R8 R9 R10									
																					0				
C 効果促進事業																									
番号		事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者		要素となる事業名			事業内容			市町村名		事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）		備考		
																R6 R7 R8 R9 R10									
																					0				
																合計					0				
番号		一体的に実施することにより期待される効果																			備考				
D 社会資本整備円滑化地籍整備事業																									
番号		事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者		要素となる事業名 （事業箇所）			事業内容 （面積等）			市町村名		事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）		備考		
																R6 R7 R8 R9 R10					0				
番号		一体的に実施することにより期待される効果																			備考				

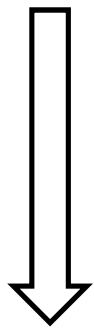
計画の定量的指標の根拠

◆指標

区 分	現況値（令和6年度当初）	目標値（令和6年度末）
整備計画期間における更新された公園施設（遊具）数	0.0%	100.0%

【整備計画期間における公園施設長寿命化計画に基づき更新した公園施設（遊具）の割合】

・令和6年度(計画当初)までは、整備計画期間における公園施設長寿命化計画に基づき更新した遊具はなし。⇒**現況値0%**



以下、9公園9遊具について更新を計画

- ・台田法花坊公園（複合遊具）
- ・台田南公園（複合遊具）
- ・我孫子サクラ公園（複合遊具）
- ・我孫子飯塚公園（複合遊具）
- ・我孫子後田公園（複合遊具）
- ・我孫子堀尻公園（ウェーブ型滑り台）
- ・柴崎台南公園（複合遊具）
- ・中峠二本榎公園（複合遊具）
- ・宮ノ森公園（パイプ式大型滑り台）

・令和6年度(目標) 市内公園にある遊具の更新 9公園9遊具 ⇒**目標値100%**



・令和6年度(実績) 市内公園にある遊具の更新 9公園9遊具 ⇒**実績値100%**

種別	事業番号	区分	要素事業名	事業内容(延長、面積等)		事業実施期間(年度)				事業費(百万円)		
				計画	実績	R6					計画	実績
公園	A12-001	工事	公園施設長寿命化対策支援事業	9公園(9施設)の公園施設の更新	9公園(9施設)の公園施設の更新	遊具更新					50.0	50.0
計											50.0	50.0

※事業費の計画値は計画策定当初の見込み額です。
※事業費の実績値は交付対象事業費のみを計上しています。

... 実施期間(計画)
 ... 実施期間(実績)

安全・安心で人にやさしい公園づくり (防災・安全交付金)

1. 公園の概要

本整備計画の事業の一つである柴崎台南公園は、天王台駅から徒歩5分に位置し、土地区画整理事業によって整備された公園で、近接する保育園や小学校などの多くの子どもたちや近隣住民の憩いの場として利用されています。

しかし、遊具が老朽化により危険な状況となっており、早急に遊具を更新する必要があるため、令和6年度当初予算で、子ども・子育て環境を面的に整備するため、柴崎台南公園を含む市内9公園の遊具の更新（9基）の施設整備を実施しました。

2. 計画内容

公園名：しばさきだいみなみこうえん 柴崎台南公園ほか8公園
事業種別：公園施設長寿命化対策支援事業

事業主体：ちばけんあびこし 千葉県我孫子市

令和6年度当初予算 執行事業費：50.0百万円（国費：25.0百万円）

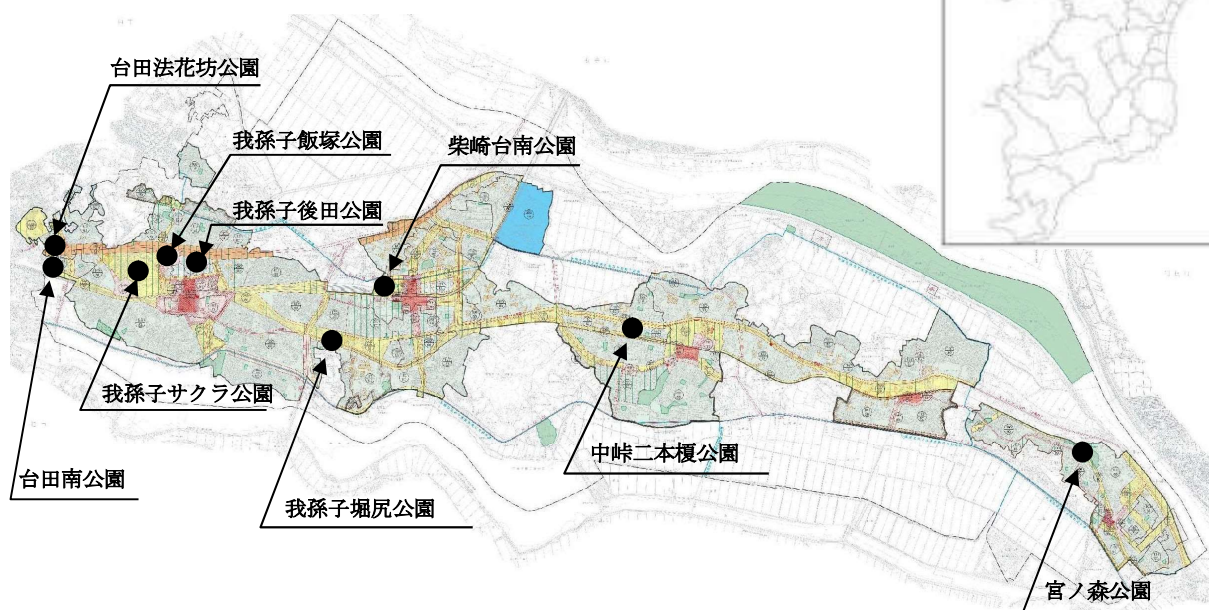
3. 事業効果

老朽化した公園施設の更新を実施することで、公園利用者の安全が確保され、安心して利用できる。

公園位置図



公園概要図



対象遊具一覧表

No.	公 園 名	対象施設	数量	経過年数（年） ※計画時点
1	台田法花坊公園 （街区公園）	複合遊具	1 基	20
2	台田南公園 （街区公園）	複合遊具	1 基	27
3	我孫子サクラ公園 （街区公園）	複合遊具	1 基	17
4	我孫子飯塚公園 （街区公園）	複合遊具	1 基	29
5	我孫子後田公園 （街区公園）	複合遊具	1 基	22
6	我孫子堀尻公園 （街区公園）	ウェーブ型滑り台	1 基	25
7	柴崎台南公園 （街区公園）	複合遊具	1 基	36
8	中峠二本榎公園 （街区公園）	複合遊具	1 基	37
9	宮ノ森公園 （近隣公園）	パイプ式大型滑り台	1 基	32
計	9 公園		9 施設	

遊具の写真

台田法花坊公園 複合遊具

(更新前)

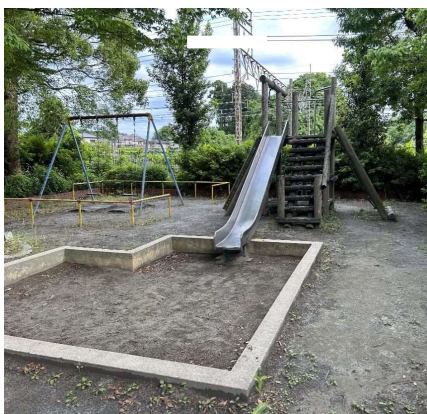


(更新後)



台田南公園 複合遊具

(更新前)



(更新後)



我孫子サクラ公園 複合遊具

(更新前)



(更新後)



我孫子飯塚公園 複合遊具

(更新前)

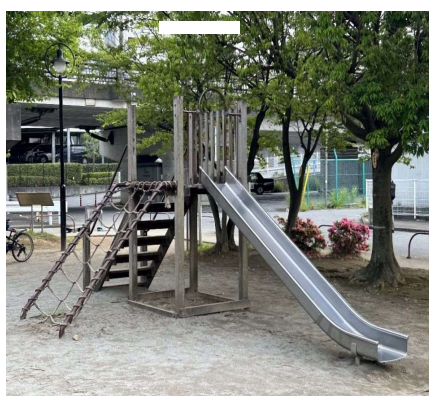


(更新後)



我孫子後田公園 複合遊具

(更新前)



(更新後)



我孫子堀尻公園 ウェーブ式滑り台

(更新前)

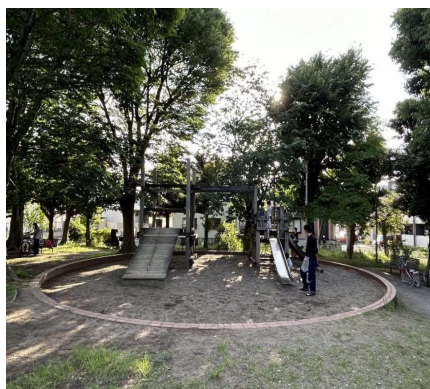


(更新後)



柴崎台南公園 複合遊具

(更新前)



(更新後)



中峠二本榎公園 複合遊具

(更新前)



(更新後)



宮ノ森公園 パイプ式大型滑り台

(更新前)



(更新後)



我孫子市社会資本総合整備計画事後評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）第8第1項の規定により市が作成した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）について、国要綱第10第1項の規定により当該整備計画期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(評価の実施時期)

第2条 事後評価の実施時期は、整備計画期間の終了後又は整備計画期間の最終年度中とする。

(評価事項)

第3条 事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業（国要綱第3第3号に規定する要素事業をいう。以下同じ。）の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の最終目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

(意見の聴取)

第4条 市長は、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するため、事後評価の案について、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱（平成18年告示第22号）に基づき、パブリックコメントを実施し、市民から意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関又は学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる。

3 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の事後評価手法について、別に定めがある場合は、前2項の規定は適用しない。

(今後の方針の決定)

第5条 市長は、今後の方針を決定するに当たっては、前条の規定により提出され、又は聴取した意見を可能な限り考慮するものとする。

(公表)

第6条 市長は、市ホームページ等を活用し、事後評価の結果を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。